

学則・諸規程

埼玉工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

(研究科)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

(課程)

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

(専攻)

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

- 博士前期課程
- 一 機械工学専攻
 - 二 生命環境化学専攻
 - 三 情報システム専攻
- 博士後期課程
- 一 機械工学専攻
 - 二 生命環境化学専攻
 - 三 情報システム専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
- 5 研究科長に事故あるときは、先任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。
(研究科教授会)
第7条 研究科に研究科教授会を置く。
 - 2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科担当の専任教員
 - 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 5 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをするときは、この限りでない。
 - 6 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

第2章 学年及び学期等

(学年)

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

(学期)

第9条 学期は、次の2期に分ける。

- 前期 4月初日から9月末日まで
後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

(授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第11条 (削除)

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- 三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、研究科長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

- 2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。授業科目的単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- 2 工学研究科の授業科目的単位数は、講義については15時間から30時間までの範囲で、演習及び輪講については30時間から45時間までの範囲で、実験、実習、研究、又は講究については45時間から60時間までの範囲で、工学研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 人間社会研究科の授業科目的単位数は、講義、輪講及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、人間社会研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目的授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条及び大学院設置審基準要項（昭和49年大学設置審議会大学設置分科会決定）4の（一）のそれぞれに掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

- 2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目的履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 博士前期課程又は修士課程の学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士前期課程又は修士課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし、研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第20条の2 博士後期課程の学生は、第27条の2に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第20条の3 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、他の大学の大学院における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあっては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあっては2単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

4 第2項及び第3項の規定により、当該研究科の博士前期課程又は修士課程において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第23条2項により履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(特別聽講)

第21条 (削除)

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に本学大学院及び他の大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、当該研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程又は修士課程にあっては合わせて15単位を、博士後期課程にあっては合わせて2単位を超えないものとする。

3 前項の規定により、当該研究科の博士前期課程又は修士課程において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第20条の3第2項及び第3項により履修により修得したものとみな

すことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適當な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

(単位の授与)

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- (1) 優 合格
- (2) 良 合格
- (3) 可 合格
- (4) 不可 不合格

二 学位論文

- | | |
|-----------------|-----------|
| イ. 博士前期課程又は修士課程 | ロ. 博士後期課程 |
| (1) 優 合格 | (1) 合格 |
| (2) 良 合格 | (2) 不合格 |
| (3) 可 合格 | |
| (4) 不可 不合格 | |

三 最終試験

- (1) 合格
- (2) 不合格

2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。

4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(博士後期課程の修了要件等)

第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、次項に該当する場合を除き、以下に掲げる各号を満たすこととする。

- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例とし

- て、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
- 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 2 本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における2年未満の在学期間を含めて大学院に3年間 在学すれば足りるものとする。
- 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
- 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 3 (削除)
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
- 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

(学位の授与)

- 第28条 学長は、博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
- 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

(入学資格)

- 第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（就業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外

国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学院において認めた者

九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であつて、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると、本学大学院において認めたもの

十 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者で、22歳に達したもの

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

五 個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると、本学大学院において認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 学長は、入学志願者について、入学試験を行い、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。

3 選考の方法は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要と認めたときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書及び健康診断の結果を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者を入学させることがある。

一 中途退学者で再入学を志願する者

二 修士入学を志願する者

三 博士入学を志願する者

（転入学）

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科長が定める。

（入学時期）

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めに入学させることができる。

（入学手続）

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学許可)

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(所属専攻の変更)

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあっては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあっては2単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときは、所定の申請書を学長に提出し、許可をうけなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めたときは、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。

3 休学した期間は、本則第13条に定める修業年限としての期間及び第14条に定める在学年限の期間に算入しない。

(復学)

第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 前項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならぬ。

2 他の大学の大学院に転学する場合も、前項と同様とする。

(命令による退学)

第47条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、退学を命ずることができる。

一 学生としてふさわしくない行為があったとき。

二 長期にわたり欠席し、又は成績の見込みがないと認められたとき。

三 正当の事由なく履修届を提出しないとき。

四 行方不明の届出があったとき。

第8章 特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

(特別聴講学生)

- 第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。
- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。
- 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
- 4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

- 第49条 研究科長は、本学大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。
- 4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

- 第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。
- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

- 第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。
- 2 大学院研究生の入学、研究その他の事項については、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は、入学定員内として入学させるものとする。

- 第53条 外国人留学生の入学資格は、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

- 第54条 学長が、外国人留学生の入学を許可する時期は、学年又は学期の始めとする。

第55条 (削除)

- 第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者に対しては、次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

- 第57条 外国人留学生に対しては、研究科規程の定めるところにより、特別の入学試験を行い、入学させるものとする。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、前条に定める予備選考をもって、入学させることができる。

- 2 外国において、高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず、その実情に応じて、前項に準じた方法により、入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは、入学定員内として入学させるものとする。

第59条 学長は、社会人が入学を志願したときは、特別の入学試験を行い、社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては、授業時間等について、特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料、入学金、授業料

(検定料、入学金、授業料)

第60条 検定料、入学金、授業料の額は、別表2に定める額とする。

2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は、当該入学者の属する学年のおよそにかかる額と同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

3 既納の検定料は、いかなる事由があっても返還しない。

4 再入学生、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は、徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は、指定の期日までに、入学金を納付しなければならぬ。

い。ただし、博士前期課程の合格者のうち、本学の学部を卒業した者、卒業見込の者及び本学の学部に在学し、かつ、学則第29条第6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。

3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。

4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。

5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。

(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。

4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の履修登録期間終了までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。

6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。

一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。

二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

（休学者の学費）

第64条 本則43条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を授業料に代えて納入しなければならない。

2 休学期間に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の授業料を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。

3 休学者の在籍料に関する詳細については、休学者の在籍料に関する細則により別に定める。

（所定の期日及び指定の期日）

第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。

2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。

（授業料の延納）

第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

（指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果）

第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

（表彰）

第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰する。

一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。

二 善行が特に顕著なとき。

三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

（懲戒）

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

二 学力劣等で成績の見込みがないと認められるとき。

三 正当の理由がなくて出席常でないとき。

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

（除籍）

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、これを除籍

する。

- 一 正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- 二 第14条に定める在学年数に達したとき。
- 三 死亡の届出のあったとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

- 第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理義に関する科目等の単位を修得しなければならない。
- 2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。
(教育職員専修免許状)
- 第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状（理科）又は（技術）授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状（理科）又は中学校教諭1種免許状（技術）授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（理科）又は（情報）又は（工業）授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状（理科）又は高等学校教諭1種免許状（情報）又は高等学校教諭1種免許状（工業）授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 3 人間社会研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（公民）又は（情報）授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭一種免許状（公民）又は高等学校教諭一種免許状（情報）授与の所要資格を有し、かつ、大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

- 第73条 この学則の変更は、研究科教授会の審議を経て、理事会が決定する。

- 附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。
- 附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 第44条および第64条については、平成30年3月31日在籍者から適用する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、
博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の学則第4条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）
取容定員

研究科名	専攻	博士前期課程	
		入学定員	取容定員
工学研究科	機械工学専攻	6人	12人
	生命環境化学専攻	7人	14人
	情報システム専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専攻	博士後期課程	
		入学定員	取容定員
工学研究科	機械工学専攻	2人	6人
	生命環境化学専攻	2人	6人
	情報システム専攻	2人	6人
	計	6人	18人

研究科名	専攻	修士課程	
		入学定員	取容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

別表2（第60条関係）
検定料、入学金、授業料
〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	900,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	800,000円

上記の授業料は、年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	600,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	500,000円

上記の授業料は、年額とする。

特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生の検定料、
入学金及び授業料

	検定料	入学金	授業料
特別聴講学生			15,000円（1単位）
科目等履修生	10,000円	30,000円	20,000円（1単位）
特別研究学生			30,000円（月額）
大学院研究生	10,000円	30,000円	180,000円（半期）

ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は、科目等履修生の1単位あたり
半額の10,000円とし、大学院研究生授業料は、半期120,000円とする。

別表3（第72条関係）

研究科	専攻	免許状の種類	
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	生命環境化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	情報システム専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	工業

研究科	専攻	免許状の種類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

学長裁定

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成27年3月17日学長裁定)

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

埼玉工業大学大学院工学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

2 研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 博士前期課程においては、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

一 機械工学専攻においては、社会的要請に対応して、高効率および低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動的および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する、優れた技術者、研究者の養成を目的とする。

二 生命環境化学専攻においては、材料化学、環境化学、生命化学分野における社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、優れた技術者、研究者を養成することを目的とする。

三 情報システム専攻においては、情報工学、電子工学の各分野の連携により、情報システムに関する教育を通じて科学技術の発展に寄与し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者の養成を目的とする。

2 博士後期課程においては、次にかかげる技術者、研究者を養成することを目的とする。

一 機械工学専攻においては、人間の豊かな生活や環境に寄与するエネルギー工学、高度な技術を背景とした機械の設計・製作に寄与する機械システム工学の各教育研究分野を核として、柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し、世界に通用する技術者、研究者の養成を目的とする。

二 生命環境化学専攻においては、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などの重要な課題に対応するため、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応でき得る、高度な研究、開発能力を身につけた、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。

三 情報システム専攻においては、情報システムの基礎となる物理学から電子工学・情報工学全般にわたる幅広い分野を教育研究の対象とし、情報工学、電子工学の2分野で構成し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

博士前期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野

機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野

環境化学教育研究分野

生命化学教育研究分野

情報システム専攻

情報工学教育研究分野

電子工学教育研究分野

博士後期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野
機械システム工学教育研究分野
生命環境化学専攻
材料化学教育研究分野
環境化学教育研究分野
生命化学教育研究分野
情報システム専攻
情報工学教育研究分野
電子工学教育研究分野

(専攻主任)

第3条 各専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、研究科長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。
- 3 専攻主任は、専攻の事務を処理する。
- 4 専攻主任は、専攻会議を招集し、議長となる。
- 5 専攻主任の任期は、2年間とする。ただし、専攻主任が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 専攻主任に事故あるときは、当該専攻に属する先任の研究指導教員がその事務を代行する。ただし、研究指導教員の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 7 その他専攻において必要な事項は、専攻会議の議を経て、研究科長が定める。

(教育研究分野主任)

第4条 各教育研究分野に教育研究分野主任を置くことができる。

- 2 教育研究分野主任については、各教育研究分野において定める。

(研究科長補佐)

第5条 研究科長を補佐するため、次の研究科長補佐を置く。

- 一 専攻主任
- 二 研究指導教員のうちから、研究科長が指名する者
- 2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科に関する事務を調整するとともに、研究科長の指示に基づいて、各種委員会の委員長、その他の研究科の事務の一部を分担する。
- 3 研究科長補佐にかかる必要な事項は、研究科長が定める。

(研究指導教員)

第6条 学則第18条第1項に定める研究指導教員は、博士課程の合教員をもって充てる。

- 2 博士課程の学年進行が終了した時点以降の研究指導教員は、前項の学則に定める研究指導担当適格者と同等以上の者に限るものとし、次条第1項第1号に定める人事委員会の審査に基づき、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。
- 3 前項の規定は、研究指導を補助する教員に準用する。

(特別委員会)

第7条 研究科長のもとに、次の特別委員会を置く。

- 一 人事委員会
- 二 自己点検・評価委員会
- 三 F D委員会
- 2 特別委員会は、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 研究科長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、研究科長は、委員のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。
- 4 研究科長は、前各号のほか、常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、研究科長が定める。

(各種委員会)

第8条 研究科教授会のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程及び埼玉工業大学工学部規程又は人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、研究科長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

7 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、研究科長が定める。

9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。

(任命権者)

第9条 第3条、第5条、第7条及び第8条にかかる任命は、次の各号のとおりとする。

一 専攻主任については、研究科長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。

二 研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長、副委員長及び委員については、研究科長が行う。

(任期の特例)

第10条 専攻主任、研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第11条 学則第8条第2項に定める学年及び同第9条第2項に定める学期について、外国人留学生に適用するとき、その他特に必要と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

(授業期間及び休業日の特例)

第12条 学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条第3項に定める臨時の休業又は休業日の授業については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、大学院学生便覧に明示する。

(教育課程)

第13条 各専攻の授業科目及びその単位については、別表1の定めるところによる。ただし、研究指導の内容及び履修方法については、研究科教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第14条 学生は、毎年、指定する期間内に、履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

2 (削除)

3 学則第22条第3項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第2項に定める留学の許可是、研究科長が行う。

(教育方法の特例)

第15条 学則第24条に定める教育方法の特例については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第16条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。

2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。

3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、研究科長が指名する教員が行う。

(追試験)

第17条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、研究科長に願い出ることができる。

2 研究科長は、前項の願い出があったときは、研究科教授会の審議を経て、追試験を行うものとする。

3 前項に定める試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修得単位の認定)

第18条 研究科長は、博士前期課程の学生が、次の各号の授業科目を合わせて履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、学則第20条の規定にかかわらず、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、20単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。ただし、次の各号について、これを超えることはできない。

一 学則第20条第2項に定める他の専攻の授業科目及び同第20条の3第2項に定める他の大学の大学院における授業科目（学則第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。）を履修し、修得した単位

二 （削除）

三 学則第23条第2項に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位

四 学則第41条に定める留学における授業科目を履修し、修得した単位

2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位としての認定は、学則第35条の定めるところによる。

第18条の2 研究科長は、博士後期課程の学生が、次の各号の授業科目を合わせて履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、4単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。ただし、次の各号について、これを超えることはできない。

一 学則第20条の2第2項に定める他の専攻の授業科目及び同第20条の3第2項に定める他の大学の大学院における授業科目（学則第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。）を履修し、修得した単位

二 （削除）

三 学則第23条第2項に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位

四 学則第41条に定める留学の期間において修得した単位

2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位と

しての認定は、学則第35条の定めるところによる。

(学位論文)

第19条 学生は、研究指導教員の許可を得て、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の指定の期間については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所要の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(課程の修了の要件等)

第21条 博士前期課程の修了の要件は、学則第27条に定めるところによる。

2 学則第27条第1項ただし書き及び第2項に定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代える場合にあっては、当該大学院学生の研究成果が、博士課程に進学しても、十分に研究を遂行できると判断される者、すなわち、既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められる者で、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

第21条の2 博士後期課程の修了の要件は、学則第27条の2に定めるところによる。

2 学則第27条の2第1項一号ただし書き及び第2項一号ただし書きに定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究成果の審査をもって、博士論文の審査に代える場合にあっては、当該大学院学生の研究成果が、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められるもので、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

(学位の授与)

第22条 学長は、学則第27条第1項に定める修了要件を満たした者に対し、修士（工学）又は修士（学術）の学位を授与する。

2 学長は、学則第27条の2第1項に定める修了要件を満たした者に対し、博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する。

3 前2項に掲げる専攻分野の名称は、それぞれの学位論文について、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。

(入学志願)

第23条 入学志願者は、指定する期間内に、所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条第五号から第八号に掲げる者については、それぞれの学歴に応じて、学長が別に定める。

一 出身大学の学業成績等を記載した証明書

二 卒業証明書又は卒業見込証明書

三 健康診断書

2 大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については、次の書類を提出しなければならない。

一 大学院の学業成績等を記載した証明書

二 大学院の修了証明書、修了見込証明書又は在学期間の証明書

3 博士後期課程に入学を志願する者は、指定する期間内に所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条の2第2号から第5号に掲げる者については、その学歴に応じて、学長が別に定める。

一 出身大学院の学業成績等を記載した証明書

二 学位取得証明書又は学位取得見込証明書

三 健康診断書

- 4 大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については、前項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
 - 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の学位取得証明書、学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
- 5 第1項及び第3項の健康診断書は、別に定めるところにより、3か月以内に医師の作成したものを持出しなければならない。ただし、本学に在籍している者については、入学年度の前年度の健康診断書をもって充てることができる。
- 6 外国人留学生として入学を志願する者は、前各項に定めるもののほか、大学院において修得しようとする研究課題を提出しなければならない。
- 7 社会人学生として入学を志願する者は、前項第2号及び第3号に掲げるものを提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第24条 入学志願者の選考は、学則第31条の定めるところにより、学長が行う。

- 2 学則第29条第6号に定める入学志願者の選考は、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし、学長が行う。
- 3 学則第32条第1項に定める口述試験は、当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 4 博士前期課程又は修士課程を修了し、又は修了見込の者の口述試験は、当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 5 学則第56条に定める入学志願者の予備選考は、前条に定める書類により行う。
- 6 学則第57条に定める特別の入学試験は、前条に定める書類に基づき、日本語の学力及び第3項又は第4項に定める口述試験により行うものとする。
- 7 学則第59条第1項に定める入学志願者の選考は、当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき、口述試験又は筆記試験、あるいはその両方を行う。

(入学手続)

第25条 試験に合格した者は、入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の手続きを行わなかった者は、入学を許可しない。

(保証人)

第26条 前条に定める誓約書には、保証人の署名を必要とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、保証人に関する事項については、大学学則を準用する。

(再入学)

第27条 学長は、学則第47条の規定により退学を命ぜられた者又は同第70条第1号の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願するときは、再入学を許可することができる。

- 2 再入学者は、退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、退学又は除籍された学年に再入学するものとする。ただし、年度末に退学又は除籍されたときは、この限りでない。
- 4 再入学者の在学期間は、大学院において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

(修士入学)

第28条 大学院において修士の学位を得た者で、さらに、博士前期課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により入学した者の在学期間にについては、1年とすることができる。

(博士入学)

第28条の2 大学院において博士の学位を得た者で、さらに、博士後期課程に入学を志願する者の選抜について、前条の規定を準用する。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、2年とすることができる。

(転入学)

第29条 転入学者の在学期間については、第27条第4項を準用する。

(留学)

第30条 学則第40条の規定にかかわらず、研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に外國の大学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し習得した単位を、研究科における授業科目の履修により習得したものとみなすことができる。

2 前項により習得したものとみなすことができる単位の上限については、学則第41条を適用する。

(休学)

第31条 病気を理由として、休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生)

第32条 学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

第33条 学則第48条第4項及び同第49条第3項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第3項に定める研究指導の許可の取消しは、学則第47条、同第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(教職課程授業科目)

第34条 中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状取得に必要な授業科目は別表2に定めるところによる。

(研究科規程の変更)

第35条 この規程の変更是、研究科教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年5月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続す

るものとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、

博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の研究科規程第2条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

工学研究科博士前期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2	エネルギー工学特別演習 I ~ IV	各 1
	伝熱工学特論	2	エネルギー工学特別輪講 I ~ IV	各 1
	トライボロジー特論	2	エネルギー工学特別実験 I ~ II	各 4
	燃焼工学特論	2		
	高速気体力学	2		
	流体力学特論	2		
	熱力学特論	2		
機械システム工学	C A E 工学特論	2	機械システム工学特別演習 I ~ IV	各 1
	先進的設計法特論	2	機械システム工学特別輪講 I ~ IV	各 1
	材料強度学特論	2	機械システム工学特別実験 I ~ II	各 4
	成形加工特論	2		
	機械力学特論	2		
	マルチボディシステム工学特論	2		
	品質工学特論	2		
	生体機械工学特論	2		
	塑性加工工学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

工学研究科博士前期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
材料化学	有機金属化学特論	2	材料化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
	機能材料科学特論	2	材料化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
	有機合成化学特論	2	材料化学特別実験Ⅰ～Ⅱ	各4
	高分子合成化学特論	2		
	材料化学特論	2		
環境化学	無機材料化学特論	2	環境化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
	計測化学特論	2	環境化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
	応用電気化学特論	2	環境化学特別実験Ⅰ～Ⅱ	各4
	環境化学特論	2		
	光・プラズマ化学特論	2		
生命化学	応用微生物工学特論	2	生命化学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
	生体情報特論	2	生命化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
	応用生体分子特論	2	生命化学特別実験Ⅰ～Ⅱ	各4
	遺伝子工学特論	2		
	生命科学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

工学研究科博士前期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2	情報工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
	メディア工学特論	2	情報工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
	フィジカルコンピューティング特論	2	情報工学特別実験Ⅰ～Ⅱ	各4
	医用画像情報学特論	2		
	パターン認識特論	2		
	神経情報処理特論	2		
	ネットワーカコンピューティング特論	2		
	深層学習特論	2		
電子工学	電磁波工学特論	2	電子工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1
	熱・統計物理学特論	2	電子工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1
	信号処理特論	2	電子工学特別実験Ⅰ～Ⅱ	各4
	集積回路工学特論	2		
	ナノ材料工学特論	2		
	放射光工学特論	2		
	プラズマ工学特論	2		
	回路システム工学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

工学研究科博士後期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2	エネルギー工学特別研究	4
	伝熱工学特論	2	エネルギー工学特別講究	4
	トライボロジー特論	2		
	高速気体力学	2		
	流体力学特論	2		
	熱力学特論	2		
機械システム工学	C A E 工学特論	2	機械システム工学特別研究	4
	先進的設計法特論	2	機械システム工学特別講究	4
	材料強度学特論	2		
	成形加工特論	2		
	機械力学特論	2		
	マルチボディシステム工学特論	2		
	品質工学特論	2		
	生体機械工学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
材料化学	有機金属化学特論	2	材料化学特別研究	4
	機能材料科学特論	2	材料化学特別講究	4
	有機合成化学特論	2		
	高分子合成化学特論	2		
	材料化学特論	2		
環境化学	無機材料化学特論	2	環境化学特別研究	4
	計測化学特論	2	環境化学特別講究	4
	応用電気化学特論	2		
	環境化学特論	2		
	光・プラズマ化学特論	2		
生命化学	応用微生物工学特論	2	生命化学特別研究	4
	生体情報特論	2	生命化学特別講究	4
	応用生体分子特論	2		
	遺伝子工学特論	2		
	生命科学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2	情報工学特別研究	4
	メディア工学特論	2	情報工学特別講究	4
	フィジカルコンピューティング特論	2		
	医用画像情報学特論	2		
	神経情報処理特論	2		
	ネットワークコンピューティング特論	2		
	深層学習特論	2		
電子工学	電磁波工学特論	2	電子工学特別研究	4
	熱・統計物理学特論	2	電子工学特別講究	4
	信号処理特論	2		
	集積回路工学特論	2		
	ナノ材料工学特論	2		
	プラズマ工学特論	2		
	電磁気学特論	2		
共通	インターナシップ	2		

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

別表2

教職課程授業科目表【2022年度の入学者に適用】

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻

中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
大学が独自に設定する科目	高速気体力学	2
	流体力学特論	2
	熱エネルギー工学特論	2
	伝熱工学特論	2
	C A E 工学特論	2
	先進的設計法特論	2
	成形加工特論	2
	材料強度学特論	2
	トライボロジー特論	2
	燃焼工学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	塑性加工工学特論	2
	制御工学特論	2
	熱力学特論	2
	エネルギー工学特別演習 I	1
	エネルギー工学特別演習 II	1
	エネルギー工学特別演習 III	1
	エネルギー工学特別演習 IV	1
	エネルギー工学特別輪講 I	1
	エネルギー工学特別輪講 II	1
	エネルギー工学特別輪講 III	1
	エネルギー工学特別輪講 IV	1
	エネルギー工学特別実験 I	4
	エネルギー工学特別実験 II	4
	機械システム工学特別演習 I	1
	機械システム工学特別演習 II	1
	機械システム工学特別演習 III	1
	機械システム工学特別演習 IV	1
	機械システム工学特別輪講 I	1
	機械システム工学特別輪講 II	1
	機械システム工学特別輪講 III	1
	機械システム工学特別輪講 IV	1
	機械システム工学特別実験 I	4
	機械システム工学特別実験 II	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻

高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	高速気体力学	2
		流体力学特論	2
		熱エネルギー工学特論	2
		伝熱工学特論	2
		C A E 工学特論	2
		先進的設計法特論	2
		成形加工特論	2
		材料強度学特論	2
		トライボロジー特論	2
		燃焼工学特論	2
		機械力学特論	2
		マルチボディシステム工学特論	2
		品質工学特論	2
		生体機械工学特論	2
		塑性加工工学特論	2
		制御工学特論	2
		熱力学特論	2
		エネルギー工学特別演習 I	1
		エネルギー工学特別演習 II	1
		エネルギー工学特別演習 III	1
		エネルギー工学特別演習 IV	1
		エネルギー工学特別輪講 I	1
		エネルギー工学特別輪講 II	1
		エネルギー工学特別輪講 III	1
		エネルギー工学特別輪講 IV	1
		エネルギー工学特別実験 I	4
		エネルギー工学特別実験 II	4
		機械システム工学特別演習 I	1
		機械システム工学特別演習 II	1
		機械システム工学特別演習 III	1
		機械システム工学特別演習 IV	1
		機械システム工学特別輪講 I	1
		機械システム工学特別輪講 II	1
		機械システム工学特別輪講 III	1
		機械システム工学特別輪講 IV	1
		機械システム工学特別実験 I	4
		機械システム工学特別実験 II	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻

中学校教諭専修免許状（理科）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
	有機金属化学特論	2
	計測化学特論	2
	有機合成化学特論	2
	無機材料化学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	応用微生物工学特論	2
	機能材料科学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	生命科学特論	2
	光・プラズマ化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	材料化学特論	2
	材料化学特別演習Ⅰ	1
	材料化学特別演習Ⅱ	1
	材料化学特別演習Ⅲ	1
	材料化学特別演習Ⅳ	1
	材料化学特別輪講Ⅰ	1
	材料化学特別輪講Ⅱ	1
	材料化学特別輪講Ⅲ	1
	材料化学特別輪講Ⅳ	1
	材料化学特別実験Ⅰ	4
	材料化学特別実験Ⅱ	4
	環境化学特別演習Ⅰ	1
	環境化学特別演習Ⅱ	1
	環境化学特別演習Ⅲ	1
	環境化学特別演習Ⅳ	1
	環境化学特別輪講Ⅰ	1
	環境化学特別輪講Ⅱ	1
	環境化学特別輪講Ⅲ	1
	環境化学特別輪講Ⅳ	1
	環境化学特別実験Ⅰ	4
	環境化学特別実験Ⅱ	4
	生命化学特別演習Ⅰ	1
	生命化学特別演習Ⅱ	1
	生命化学特別演習Ⅲ	1
	生命化学特別演習Ⅳ	1
	生命化学特別輪講Ⅰ	1
	生命化学特別輪講Ⅱ	1
	生命化学特別輪講Ⅲ	1
	生命化学特別輪講Ⅳ	1
	生命化学特別実験Ⅰ	4
	生命化学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻

高等学校教諭専修免許状（理科）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	有機金属化学特論	2	
	計測化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	無機材料化学特論	2	
	生体情報特論	2	
	応用生体分子特論	2	
	遺伝子工学特論	2	
	応用微生物工学特論	2	
	機能材料科学特論	2	
	応用電気化学特論	2	
	環境化学特論	2	
	生命科学特論	2	
	光・プラズマ化学特論	2	
	高分子合成化学特論	2	
	材料化学特論	2	
	材料化学特別演習Ⅰ	1	
	材料化学特別演習Ⅱ	1	
	材料化学特別演習Ⅲ	1	
	材料化学特別演習Ⅳ	1	
	材料化学特別輪講Ⅰ	1	
	材料化学特別輪講Ⅱ	1	
	材料化学特別輪講Ⅲ	1	
	材料化学特別輪講Ⅳ	1	
	材料化学特別実験Ⅰ	4	
	材料化学特別実験Ⅱ	4	
	環境化学特別演習Ⅰ	1	
	環境化学特別演習Ⅱ	1	
	環境化学特別演習Ⅲ	1	
	環境化学特別演習Ⅳ	1	
	環境化学特別輪講Ⅰ	1	
	環境化学特別輪講Ⅱ	1	
	環境化学特別輪講Ⅲ	1	
	環境化学特別輪講Ⅳ	1	
	環境化学特別実験Ⅰ	4	
	環境化学特別実験Ⅱ	4	
	生命化学特別演習Ⅰ	1	
	生命化学特別演習Ⅱ	1	
	生命化学特別演習Ⅲ	1	
	生命化学特別演習Ⅳ	1	
	生命化学特別輪講Ⅰ	1	
	生命化学特別輪講Ⅱ	1	
	生命化学特別輪講Ⅲ	1	
	生命化学特別輪講Ⅳ	1	
	生命化学特別実験Ⅰ	4	
	生命化学特別実験Ⅱ	4	

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	信号処理特論	2
		集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		放射光工学特論	2
		プラズマ工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		電子工学特別演習Ⅰ	1
		電子工学特別演習Ⅱ	1
		電子工学特別演習Ⅲ	1
		電子工学特別演習Ⅳ	1
		電子工学特別輪講Ⅰ	1
		電子工学特別輪講Ⅱ	1
		電子工学特別輪講Ⅲ	1
		電子工学特別輪講Ⅳ	1
		電子工学特別実験Ⅰ	4
		電子工学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（情報）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	メディア工学特論	2
	知能ロボット工学特論	2
	医用画像情報学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	パターン認識特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	情報工学特別演習Ⅰ	1
	情報工学特別演習Ⅱ	1
	情報工学特別演習Ⅲ	1
	情報工学特別演習Ⅳ	1
	情報工学特別輪講Ⅰ	1
	情報工学特別輪講Ⅱ	1
	情報工学特別輪講Ⅲ	1
	情報工学特別輪講Ⅳ	1
	情報工学特別実験Ⅰ	4
	情報工学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	信号処理特論	2
		集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		放射光工学特論	2
		プラズマ工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		電子工学特別演習Ⅰ	1
		電子工学特別演習Ⅱ	1
		電子工学特別演習Ⅲ	1
		電子工学特別演習Ⅳ	1
		電子工学特別輪講Ⅰ	1
		電子工学特別輪講Ⅱ	1
		電子工学特別輪講Ⅲ	1
		電子工学特別輪講Ⅳ	1
		電子工学特別実験Ⅱ	2

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

埼玉工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項及び第27条の2第5項の規定に基づき、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士又は博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

4 第2項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい、第3項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

5 修士及び博士の学位論文審査基準について、修士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき定める。博士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、課程博士及び論文博士学位審査基準により定める。

(専攻分野の名称)

第3条 工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、工学又は学術とする。

2 人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、情報社会とする。

3 人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、心理学とする。

(修士の学位論文の提出等)

第4条 第2条に規定する修士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、学位論文の中間発表を修了予定時期の7か月前までに行い、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科の長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

(博士の学位論文の提出等)

第4条の2 第2条に規定する博士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科長に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

四 共著論文に関する承諾書

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは、前項に定めるもののほか、研究業績書及び履歴書、別表1に定める論文審査手数料を添え、専攻分野の名称を指定して、論文を研究科長に提出しなければならな

い。ただし、満期退学後3年以内に学位を申請するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

- 3 第2条第3項に規定する者が、学位を申請するときは、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 学位論文は、1篇とし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
- 7 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の学位論文等を受理したときは、研究科に設置する学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付さなければならない。

- 2 修士の審査委員会は、研究科の教員3名をもって組織し、主査1名及び副査2名とし、博士の審査委員会は、研究科の教員5名をもって組織し、主査1名及び副査4名とする。これらの審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)は研究科長が指名するものとする。ただし、主査は、研究指導教員でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科が、審査のため必要があると認めるときは、学外の大学院、研究所等の教員等をもって、審査委員に充てることができる。
- 4 審査委員は、申請者から金品等の供与を受けるなど、倫理に反する行為を行ってはならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び専門分野等について、口頭又は筆記の試問の方法により、最終試験を行い、学力の確認を行うものとする。
- 3 口頭の試問は、学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと、公開の学位論文発表会において行うものとする。

(学力の確認の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、研究科長が、学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の議を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

- 2 学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して、研究科長が、特に必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て、改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、学位を申請した者の在学期間に中に、当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。ただし、特別の事情のあるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り、延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査又は最終試験を終了したときは、次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

- 一 学位論文の内容の要旨
- 二 学位論文及び最終試験の審査結果の要旨
- 三 学位に付記する専攻分野の名称
- 四 学位を授与できるか否かの意見

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合において、前項の報告は、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

(合否の判定)

第10条 前条第1項の報告に基づき、学位を授与できるとの意見が付されたときは、研究科教授会において、学位論文及び最終試験の合否の判定を行う。

2 前項に定める研究科教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、研究科長が、当該構成員のうち、公務又は出張のため、出席できないことを文書で確認したときは、当該構成員を定足数に算入しない。

3 学位論文及び最終試験の合格の判定は、前2項に定める研究科教授会において、可否投票により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の授与及び審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の合否の判定の結果に基づいて、学位を授与すべき者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の議を経て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学大学院は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記し、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の付記)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により、学位を受けた事実が判明したときは、研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において、前項の決定をするときは、第11条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第16条 本学大学院が、博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は、行わない。

(学位記の様式)

第18条 工学研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場

合にあっては、別表2とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあっては、別表3とする。

2 人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあっては、別表7とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあっては、別表8とする。

3 第2条第2項に規定する博士の学位記の様式は、学則第27条の2第1項本文に定める場合にあっては、別表4とし、学則第27条の2第1項ただし書き及び同第2項及び第3項に定める場合にあっては、別表5とする。

4 第2条第3項に規定する博士の学位記の様式は、別表6とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年7月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表 1

本学大学院の博士後期課程を経た者

第2条第2項に規定する学位の授与を申請する者（課程博士）	第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備 考
無 料	100,000円	満期退学後3年以内の申請者は 無料

本学大学院の博士後期課程を経ていない者

第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備 考
200,000円	

修工 第 号
学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日 生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士

前期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査

及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

別表 3

修工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日 生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士

前期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

博甲工第号

学位記

本籍（都道府県名）

氏名

年月日生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士

後期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏名印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位
を授与する

年月日

埼玉工業大学

学長 氏名印

別表 5

博 甲 工 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日 生

埼玉工業大学大学院工学研究科○○○○工学専攻の博士

後期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認め
る

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位
を授与する

年 月 日

埼玉工業大学
学 長 氏 名 印

博乙工第号

学位記

本籍（都道府県名）

氏名

年月日生

埼玉工業大学大学院に学位論文を提出し、所定の審査

及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院工学研究科

研究科長 氏名印

上記研究科長の認定により博士（工学又は学術）の学位

を授与する

年月日

埼玉工業大学
学長 氏名印

修人 第 号
学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日 生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科○○○○専攻の修士

課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び

最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の

学位を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

修人 第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日 生

埼玉工業大学大学院人間社会研究科○○○○専攻の修士

課程において、所定の単位を修得し、特定の課題について

の研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める

埼玉工業大学大学院人間社会研究科

研究科長 氏 名 印

上記研究科長の認定により修士（情報社会又は心理学）の

学位を授与する

年 月 日

埼玉工業大学

学 長 氏 名 印

学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）における研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため、特別奨励金を授与することを目的とする。

(授与の対象者)

第2条 特別奨励金の授与対象者は、レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうちから研究科長が選考を行い学長に推薦されたものとする。

(予備審査)

第3条 前条の特別奨励金（以下「研究論文奨励金」という。）の授与の予備審査は、研究指導教員が専攻主任に対して学協会等からの掲載決定通知書及び掲載予定の論文の写しを添えて、推薦文を提出することとし、当該大学院生の論文作成における分担役割及び貢献度等を勘案して各専攻で行う。

2 前項の研究論文の貢献度は、原則として、第2順位までの著作者とする。

(手続)

第4条 専攻主任は、前条の予備審査の結果、特別奨励金を授与することが適当であると認める者について、博士前期課程及び博士後期課程それぞれの上位2件について、理由及び順位を付して、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告に基づき、選考を行い、学長に推薦するものとする。

(選考の時期)

第5条 研究論文奨励金の選考の時期は、2月末日までに報告があった者について、3月中旬までに行うものとする。

(特別奨励金授与の決定)

第6条 常務理事会は、学長の推薦に基づき、工学研究科博士前期課程、博士後期課程及び人間社会研究科修士課程それぞれ2件の研究論文奨励金授与を決定する。

(授与金額)

第7条 研究論文奨励金の額は、1件につき、10万円とする。

(例外措置)

第8条 前2条によりがたいときは、常務理事会の議により、予算の範囲内において、授与対象者数及び授与金額を変更することができる。

(特別奨励金の授与)

第9条 研究論文奨励金の授与は、3月に行うものとする。

(論文掲載の確認)

第10条 研究論文奨励金を授与された者は、当該論文が掲載された学協会誌等を大学院学生委員会へ提出し、掲載の確認を受けなければならない。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的な理由により、学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者（以下「学生」という。）に対して、就学を可能にするため、大学院奨学支援金（以下「奨学支援金」という。）を貸与して、経済的に支援することを目的とする。

(奨学支援金の額)

第2条 奨学支援金の額は、学生が学園に納付する金額のうち、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の額の範囲内とする。

(申請手続)

第3条 奨学支援金の貸与を受けようとする学生は、入学手続期間中に、所定の入学金を納入し、かつ、学生納付金延納願を提出しなければならない。

2 風水害等の災害のため、家屋等が滅失、毀損したとき、又は主たる生計維持者が、死亡したとき、その他の経済的状況の変化により、学納金を納付することが困難なときは、前項の規定を準用するものとする。

(書類提出)

第4条 学生は、学生納付金延納願を提出後、2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

一 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書

二 返済計画書

三 保証人2名の返済保証書

四 住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

(審査)

第5条 前2条に基づく審査は、大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

2 大学院学生委員会委員長は、前項の審査に基づいて、学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは、意見を付して、奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

(奨学支援金の決定)

第6条 奨学支援金の額の決定は、理事会が行う。

(奨学支援金の返済)

第7条 奨学支援金の返済は、原則として、修学年限までとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、返済計画に基づき、猶予することがある。

2 前項の奨学支援金は、無利子とする。

(順守義務)

第8条 学生は、この奨学支援金を活用し、研究勉学に専念するとともに、保証人とともも、信義に則り、返済計画を誠実に履行し、経済状態が改善したときは、奨学支援の停止を申し出るとともに、奨学支援金を返済するものとする。

(所掌部課)

第9条 この規程に定める書類の提出は、教学部学生課とする。

附 則

この規程は、平成10年4月16日から施行し、平成10年度大学院入学生から適用する。

埼玉工業大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき、大学院研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。

(出願資格)

第3条 本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は、次の資格を有する者でなければならない。

(1) 修士又は博士の学位を得た者

(2) 前号と同等以上の学力があり、本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(出願書類)

第5条 本学大学院に大学院研究生として出願するときは、所定の検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究願

(2) 研究計画書（指導計画書）

(3) 研究指導教員の推薦書

(4) 履歴書

(5) 健康診断書

(6) 官公庁、その他の事業所に在職する者は、その所属長の同意書又は依頼書

(7) 写真 2枚（4×3cm）

(8) 学位記の写

2 日本国籍以外の国籍を有する出願者は、前項各号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 外国人登録済証明書又は旅券の写

(2) 身元保証書

日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は、原則として、在学期間中日在することができる者）により、入学後的一切について責任を持つことを保証する書類

(入学選考)

第6条 大学院研究生の入学は、前条の提出書類に基づき選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が入学を許可する。

(納付金)

第7条 大学院研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金及び半期（4月～9月、10月～3月）の授業料を納付し、所定の入学手続をしなければならない。

2 7日以内に手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(実験実習費)

第8条 大学院研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とすることがある。（聴講）

第9条 大学院研究生は、研究指導教員が必要と認めたときは、研究科長の承認を得て、授業科目を聴講することができる。ただし、聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期間)

第10条 大学院研究生の在学期間は 1 年以内とする。

2 研究科長は、 大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、 研究科教授会の議を経て、 6 か月又は 1 年を単位として、 通算 3 年を限度に延長を許可することができる。

(他の業務への従事)

第11条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、 研究科長の許可を受けなければならない。

(検定料、 入学金及び授業料)

第12条 大学院研究生の検定料、 入学金及び授業料については、 本学大学院学則に定める。

(退学及び除籍)

第13条 大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは、 その理由を記載した書面を提出して、 学長に願い出なければならない。

2 大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し、 大学院研究生として適当でないと認められたときは、 研究科教授会の議を経て、 学長はこれを除籍することができる。

(終了届及び中止届)

第14条 大学院研究生が、 研究を終了したときは、 研究終了届を研究指導教員の承認を得て、 研究科長に提出しなければならない。

2 研究期間の中途において、 研究を中止した場合は、 研究中止届を研究指導教員の承認を得て、 研究科長に提出しなければならない。

(研究報告)

第15条 大学院研究生は、 研究期間が終了したときは、 研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

(規定の準用)

第16条 大学院研究生に対しては、 大学院学生にのみ適用される規定を除き、 本学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、 平成11年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、 平成23年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、 平成30年 4 月 1 日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第49条及び工学研究科規程第32条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者。
- (7) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者。

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目は、修士論文の完成を目的とした特別演習・特別輪講・特別実験の科目を除く修士課程の授業科目のみ履修することができる。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 写真（2枚、4×3cm）

2 現に他の大学院に在学する者は、前項の書類のほか、当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

2 学期の開始日は、学則第9条に定める学期の1日目とする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教務委員会の考查を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の考查においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表2の入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学則第63条の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・演習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を授与する。

2 単位の授与は、学則第25条及び第26条の規定を準用する。

3 授与された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

- 附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則（平成14年4月1日）、埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則（平成10年4月1日）及び埼玉工業大学大学院休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）は廃止する。
- 3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

埼玉工業大学技術補助員取扱要項

この要項は、埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

1. 主として実験・実習を行う科目については、担当教員1名当たり、それぞれ技術補助員1名を置くことができる。ただし常務理事会の承認があった場合はこの限りではない。
2. 前項の技術補助員は、本学の大学院学生をもって、教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。
3. 本学の大学院学生が、当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは、本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることができる。ただし、大学院学生等が得られないときは、本学学部4年生に限り従事させることができる。
4. 技術補助員が、本学の大学院学生であるときは、ティーチング・アシスタント（T. A.）と称することとし、当該大学院学生の履歴に記載することができる。
5. 技術補助員は、非常勤職員として、半期又は年度を単位として任用するものとし、第1項に掲げる正規の授業において、担当教員のもとで勤務する。ただし、手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については、他の時間と振り替えて勤務させることができる。
6. 授業担当教員が、技術補助員の採用を希望するときは、当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。
7. 教務委員会は、学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは、任用候補者等の調整を行い、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。
8. 本学大学院学生以外の者を採用するとき、又は前各号の規定によりがたいときは、理由を付して学長に申し出るものとする。
9. 学長は、前2項の申出に基づき、常務理事会に諮り、常務理事会において決定し、理事長が任命する。
10. 前各項の手続は、学年又は学期の始まる前に行うこととし、技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。
11. 技術補助員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職務を停止することができる。
職務停止は教務委員会の議を経て、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）の要請に基づき、学長がこれを行う。
 - (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
 - (2) 職務の怠慢、または指導教員の指示監督に反する行為などの事由で、改善の見込みがないと認められたとき。
 - (3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
 - (4) 学則第40条または第43条の規定による、留学もしくは休学の期間に相当するとき。
 - (5) 学則第69条または第70条の規定による、停学、退学もしくは除籍等の処分を受けたとき。

- (6) 本人より採用辞退の申し出があったとき。
 - (7) その他、技術補助員として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。
12. 前項の職務停止において、その任用期間内の技術補助員の新たな任用については、第7項の手続きを経るものとする。
13. 学校法人智香寺学園との契約が平成25年度以降連続して5年を超えない範囲とする。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
この要項は、平成10年11月10日から施行する。
この要項は、平成11年4月27日から施行する。
この要項は、平成18年4月1日から施行する。
この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は、埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき、実習、実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

1. 学生である者の勤務時間は、試験監督補助等の臨時の勤務を除き、1週間当たり原則12時間、年間300時間を上限とする。なお、技術補助員に応募しようとする者は、指導教員の許可を得ることとする。
2. 技術補助員のうち、本学の正規の学生の1時間当たりの手当額は、次のとおりとする。

一 大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二 大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三 学部の4学年に在学している者	1,000円
3. 前項以外の者の1時間当たりの手当額は、その者を正規の職員として採用した場合の1時間単位とする。ただし、2,000円を超えることができない。
4. 本学における1コマの授業科目を2時間(120分)と計算し、そのうちの20分については、実験・実習の準備、機器の整備、試験問題の作成、答案の採点等、教員の指示に基づいて従事する時間とする。
5. 技術補助員の交通通勤費は、一般職員の例に準じて支給する。ただし、本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。
6. 技術補助員の手当額は、毎月末日までの勤務回数（予備実験・試験等を含み、半期の1コマ当たり15回以内）に基づいて、翌月の24日に支給するものとする。
7. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項 第11項に定める職務停止期間中の手当はこれを支給しない。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項

- 1 本学大学院生が担当教員の了解を得て学会等への参加する場合は、それに要する旅費について、大学院担当経費からの支出を認める。
- 2 旅費は、大学院生 1 名につき年間 5 万円を限度額として打切る。
日当は支給しない。宿泊費は 1 泊につき 8,000 円以内とする。
- 3 大学院生の学会等への参加にかかる旅費を申請するときは、事前に、担当教員を通じ研究科長を経由して学長の承認を得る。
申請手続きを行う際には、当該学会からの案内状等を添付する。
- 4 旅費は、帰着後 1 週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。
- 5 大学院生にかかる旅費申請事務については、大学院事務室が担当する。
- 6 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から、大学院生の学会等への参加にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
ただし、当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附 則 この要項は、平成 11 年 12 月 1 日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日に遡って適用する。
この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この要項は、平成 27 年 5 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条第3項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については、下記のとおり申合せる。

1 埼玉工業大学からの推薦

(1) 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、各研究科に候補者の推薦を依頼する。

(2) 学生課は、返還免除を希望する者を募り、次の書類を添付して選考委員会に提出する。

- 一 業績優秀者返還免除申請書
- 二 成績証明書
- 三 推薦理由書
- 四 その他必要な書類

2 評価方法

(1) 選考委員会は、候補者の業績評価に当たり、次の評価項目について総合評価する。

- 一 大学院における教育研究活動等
- 二 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等

(2) 選考委員会は、「業績評価の基準」（別表）等に基づき、候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。

(3) 選考委員会は、業績評価を行う上で、各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

3 候補者の選考

選考委員会は、推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で、順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

4 その他

この申合せに定めるもののほか、候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、各研究科の議を経て、学長が定める。

附則 この申合せは、平成17年12月22日から施行する。

附則 この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附則 この申合せは、平成20年2月6日から施行する。

附則 この申合せは、平成23年10月25日から施行する。

「業績評価の基準」

業績評価は、各項目号に掲げる評価項目により、各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。

業績評価の細目は、各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本学が定める評価項目	
(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	
学位論文その他の研究論文 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
特定の課題についての研究の成果 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
発明 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
授業科目の成績 講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
研究又は教育に係る補助業務の実績 (リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること)	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」

返還免除候補者の業績評価の細目について

「埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申し合わせ」第2項に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の業績評価の細目は、以下の通りとする。

第1 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に掲げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。

1 学位論文その他の研究論文

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

- (a) 博士論文 合格（20点）、不合格（0点）
- (b) 修士論文 A評価（10点）、B評価（6点）、C評価（2点）
- (c) 学位論文以外の研究論文（紀要への執筆を含む）が特に優れている。

full paper の場合

1件に付き 1st author (5点), 2nd author(3点), 3rd author 以下(1点)

abstract (2ページ以内) の場合

1件に付き 1st author (1点)

- (d) 民間財団等が公募している競争的資金を獲得した。（10点）

- (e) 若手研究フォーラム論文集への掲載がある。

1件に付き 1st author (1点) （「1件に付き 1点」を削除）

- (f) 学内で発行する学位論文以外の研究論文（臨床心理センター年報、年報 Annual report への執筆を含む）が特に優れている。

1件に付き 1st author (2点), 2nd author(1点), 3rd author 以下(0点)

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

- (a) 国際的又は国内の公的機関、学会からの受賞がある。

1件に付き 1st author (15点), 2nd author(10点), 3rd author 以下(5点)

- (b) 国際的又は国内の公的機関、学会からの表彰がある。

1件に付き 1st author (10点), 2nd author(5点), 3rd author 以下(1点)

- (c) 国際的又は国内の公的機関、学会で発表賞を受賞した。

ポスターまたは口頭発表（登壇者に限る）

最優秀賞（15点）、優秀賞（10点）

- (d) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への論文掲載がある（査読つき）。

1件に付き 1st author (10点), 2nd author(7点), 3rd author 以下(4点)

- (e) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への総説掲載、あるいは国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)
- (f) 国内の会議又は国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (2 点), 2nd author(1 点), 3rd author 以下(0 点)
- (g) 国際的又は定期的に開催される国内の学会等での講演発表、あるいは Proceedings への abstract 掲載がある。
1 件につき 1st author (1 点)

2 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果

修士論文に代わる特定の課題（埼玉工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第 2 項の課題をいう。）についての優れた研究の成果がある。（5 点）

3 著書、データベースその他の著作物（前 2 号に掲げるものを除く。）

優れた著書、データベースその他の著作物がある。

1 件につき 1st author (10 点), 2nd author(7 点), 3rd author 以下(4 点)

4 発明

優れた発明があり特許を申請。

1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)

5 授業科目の成績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

(a) $\frac{[(A \text{ 評価科目単位数} \times 6 \text{ 点}) + (B \text{ 評価科目単位数} \times 4 \text{ 点}) + (C \text{ 評価科目単位数} \times 2 \text{ 点})]}{\text{総取得単位数}}$ 点

(b) 大学院学則第 27 条第 1 項の規定により修業年限の短縮が認められた。（10 点）

6 研究又は教育に係る補助業務の実績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、ノートテイカー、臨床心理センタースタッフ等による教育活動への貢献が顕著である。

（一項目につき半期 1 点、最大 6 点。但し、SPP の TA は半期 0.5 点とする）

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。（半期 3 点、最大 6 点）

7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連した国内外における発表会等で、優れた評価を得た。

(1件につき 最大10点)

8 スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等において、優れた成績を挙げた。

(1件につき 最大10点)

9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

スチューデントセンター等専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。(一項目に付き半期3点、最大6点)

第2 候補者の選考は、第1に掲げる業績評価の細目について総合評価点の高い順に行う。

附則

この業績評価の細目は、平成18年2月24日から施行する。

この業績評価の細目は、平成20年2月6日から施行する。

この業績評価の細目は、平成21年7月16日から施行する。

この業績評価の細目は、平成23年10月25日から施行する。

この業績評価の細目は、平成24年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成26年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成29年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成30年4月13日から施行する。

埼玉工業大学留学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）（削除）に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本事情の教育及び生活上の指導・助言に関すること。
- 二 外国人留学生の修学環境の充実等に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 外国人留学生交流の推進に関すること。
- 六 外国人留学生に係る各学部及び各研究科との連携・教育に関すること。
- 七 （削除）
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学部会から選出された教員各1名
- 三 工学研究科及び人間社会研究科から選出された教員各1名
- 四 その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院研究科並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
 - 二 センターを構成する教員
 - 三 教学部部長又は次長及び学生課長
 - 四 その他、委員長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

(4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

(業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

(2) 前号に關わる処理手続きに関する相談

(3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

(組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

(1) 相談室長

(2) 相談員

(相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上申・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスマ

ントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。